

○総務省告示第三百号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
1 施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる基地局	770MHzを超え803MHz以下 [略]
2 施行規則第15条の2第2項第3号に掲げる陸上移動中継局	715MHzを超え748MHz以下 770MHzを超え803MHz以下 [略]

無線局	周波数
1 [同左]	773MHzを超え803MHz以下 [同左]
2 [同左]	718MHzを超え748MHz以下 773MHzを超え803MHz以下 [同左]

備考 表中の「」の記号は法記である。